

令和3年3月4日

保護者様

埼玉県立越生高等学校長 江森 幸夫

3月8日（月）以降について

早春の候、保護者の皆様におかれましては益々、御清祥のこととお喜び申し上げます。また、コロナ禍でさまざまな制約がある中、本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期限が3月7日（日）までとなっておりましたが、まだ新型コロナウイルス感染症の感染者数が予断を許さない状況であり、緊急事態宣言の解除について決定していません。

本校といたしましては、下記のとおり対応いたしますので、何卒御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 時差登校について

令和3年3月4日（木）まで時差登校としていましたが、令和3年3月24日（水）まで延長し、時程は、30分遅れ登校、短縮40分授業を基本とします。

3年生の卒業式予行・卒業式の予定は変更ありません。

2 部活動の中止について

令和3年3月7日（日）まで部活動を原則として中止していましたが、当面の間延長となります。

なお、埼玉県教育委員会が定める対外運動競技大会等に出場する部は、部活動の実施が認められる場合があります。この場合は顧問から連絡いたします。

3 御家庭へのお願い

下記の内容について御協力をお願いいたします。

(1) 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）

(2) 発熱等の風邪症状がある場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校の自粛をお願いします。

(3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、正しいマスクの着用）

(4) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅

(5) 生徒のみの会食等の自粛

4 出席停止について

次の場合において、出席停止扱いとします。（保護者からの連絡と罹患届（後日）の提出が必要）

(1) 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

(2) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合

(3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合

(4) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医や学校医等に相談の上、校長が登校すべきでないと判断した場合

(5) 校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

5 その他

(1) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校へ御連絡ください。

(2) 教室で昼食を取る場合は、座席移動や友人と机を向かい合わせたりしないで、自分の机で昼食を取るようになります。食堂を利用する場合は、食堂の指示通りの座席で昼食を取るようになります。また、話をしながら食事をしないようお願いします。

(3) 今後の状況の変化に伴い、対応が大きく変わる可能性があります。その際の連絡は、学校のホームページや越生高校連絡メールにて対応させていただきます。